

茅ヶ崎市 道の駅整備事業 実施方針等に関する質問回答 令和4年6月15日

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
1	実施方針	5						「※選定事業者は、・・・事前に自主事業の内容等について、市と協議すること。」とありますが、「事前に」とは提案段階のタイミングということなのか、事業者選定後のことなのか、どちらでしょうか。	事業者選定後、運営業務計画書の提出時を想定しています。詳細は、要求水準書（案）51頁「7.1 (5) 1) 運営業務計画書」をご確認ください。
2	実施方針	6		1	1.3	(3)		道路施設の維持管理業務及び運営業務について、単年度ごとに契約を締結するとありますが、事業期間を通して、選定事業者における維持管理企業及び運営企業に対して、単年度ごとに随意契約で継続するということが宜しいでしょうか。P7の事業スケジュール（予定）では、「道路施設の維持管理・運営業務」の期間が、「令和7年4月～令和8年3月」となっており、継続の有無が不明であるため、ご教示ください。	道路施設の維持管理・運営業務委託については、実施方針7頁の(4)事業スケジュール（予定）に記載のとおり、令和7年4月から令和8年3月までとしております。令和8年度以降は、道路管理者である神奈川県が直接、維持管理及び運営を行うこと（県から直接、業務委託する場合も含む）としており、道の駅整備事業の選定事業者との随意契約は予定していません。
3	実施方針	6		1	1.3	(3)		「維持管理運営業務委託契約」はあくまでも道路施設に関する業務委託契約であり、地域振興施設に関しては別途契約を締結するという理解で宜しいでしょうか。（「指定管理者基本協定」が地域振興施設に関する維持管理・運営業務委託契約となるのでしょうか）	ご理解のとおりです。
4	実施方針	8		1	1.3	(5)	2)	道路部分（県部分）に関する維持管理業務・運営業務の対価について、支払いの時期と頻度をご教示ください。	令和7年4月から令和8年3月までの道路施設の維持管理・運営業務の対価の支払い時期については、実施方針（案）8頁の2) 道路施設（県部分）に関する維持管理業務、運営業務の対価に記載のとおり、具体的な支払方法等は、募集要項等において提示することとしています。
5	実施方針	8		1	1.3	(5)	2)	道路施設（県部分）に関する維持管理・運営業務についてはサービス対価の支払いがあり、地域振興施設（市部分）に関してはサービス対価の支払いがありませんが、業務の効率化を図るうえで、両施設を同一のスタッフが維持管理・運営することが考えられます。この場合、道路施設（県部分）に関する維持管理・運営費は面積按分などで設定すればよいのでしょうか。	道路施設の維持管理・運営業務委託については、実施方針7頁の(4)事業スケジュール（予定）に記載のとおり、令和7年4月から令和8年3月までとしております。令和8年度以降は、道路管理者である神奈川県が直接、維持管理及び運営を行うこと（県から直接、業務委託する場合も含む）としており、道の駅整備事業の選定事業者との随意契約は予定していません。令和7年4月から令和8年3月までの地域振興施設と道路施設の維持管理業務、運営業務に係る費用の設定は、募集要項及び要求水準書の条件を踏まえ、提案してください。
6	実施方針	8		1	1.3	(5)	3)	地域振興施設に関して、市は指定管理料を支払わないとなっていますが、情報発信施設や共用部など、収益を生み出さない床部分についての維持管理・運営費については、貴市の費用負担としていただけないでしょうか。先行他事例においても同様の例があります。	地域振興施設の維持管理及び運営業務は独立採算を想定しており、指定管理料の支払いは想定していません。
7	実施方針	8	13	1	1.3	(5)	3)	「地域振興施設の維持管理業務及び運営業務に必要な費用は、その収入をもって充てるものとし、市は指定管理料の支払いを行わない」とありますが、必要経費の一部を市の負担として頂けないでしょうか。	No.6をご参照ください。
8	実施方針	9	6	1	1.3	(6)	2)	納付金の納付額（割合）については事業者提案とのことですが、納付の対象とする金額についても事業者提案とさせていただけないでしょうか。（「売り上げの一部」とするか「経常利益の一部」とするかなど。）	詳細は募集要項公表時に示します。
9	実施方針	9	5	1	1.3	(6)	2)	納付金について、供用開始当初の見込みが立ちづらく、社会情勢が起因による売上減が想定されるため、売上の一部を利益の一部ということにして頂けないでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
10	実施方針	14		2	2.2			応募者の参加資格要件を確認する参加表明はいつになりますでしょうか。	令和5年2月頃を予定しています。なお、詳細は募集要項公表時に示します。
11	実施方針	18		2	2.4	(3)		設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業以外の企業が構成企業または協力企業として参加する場合、(3)応募者の参加資格要件における1)共通事項 を満たしていればよいとの理解で宜しいでしょうか。	現時点では、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業のいずれかの企業として参加いただくことを想定しています。なお、要求水準書（案）で示す業務以外を担当する企業が参加資格申請を想定している場合は、事前に市に相談してください。
12	実施方針	18	15	2	2.4	(2)	⑤	設計企業と工事監理企業の2社が必要なのでしょうか。1社で設計と工事監理を行い、2名の管理技術者を配置することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、設計企業が工事管理企業を兼ねることは可能です。ただし、実施方針18頁「2.4 (2) ⑤」に記載のとおり、設計企業の管理技術者が工事監理企業の管理技術者を兼ねることはできません。
13	実施方針	19		2	2.4	(3)	1)⑭	選定委員との関連がある者は応募参加できないとのことですので、選定委員の公表をお願いいたします。	選定委員の公表は現在検討中です。
14	実施方針	20		2	2.4	(3)	3)	建設業務については、必ず特定建設工事共同企業体を複数社で組成のうえ応募する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、詳細は募集要項公表時に示します。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
15	実施方針	20	21	2	2.4	(3)	3)	二次造成工事業務の建設費算出につきましては『土木工事積算基準』を基に行われると考えて宜しいでしょうか。仮に『建設工事積算基準』等を採用される場合、算出金額に違いが生じる様に思われますがその場合のお考えをお教え下さい。	募集要項に、工事請負契約の契約金額の上限値を示します。工事請負契約の契約金額の上限値を踏まえ、提案してください。
16	実施方針	20	9	2	2.4	(3)	3)	契約及び施工にあたり、代表構成員以外の構成員の配置予定技術者について、保有資格条件等の詳細を明示して頂けないでしょうか。	建設企業の構成員全てに「発注工事に対する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること」が条件となります。なお、変更する場合は、詳細を募集要項公表時に示します。
17	実施方針	20	15	2	2.4	(3)	3) (ア)	「代表構成企業以外の構成員について、少なくとも2者は茅ヶ崎市内に主たる営業所（本社）を有する構成員とする。」とありますが、1者以上として頂けないでしょうか。	より多くの市内事業者に経験していただくために2者としておりますが、変更する場合は、随時市ホームページで公表していきます。
18	実施方針	21		2	2.4	(3)	6)	運営企業の参加要件①②③について、複数の運営企業で応募する場合には、全社が②③の要件と満たし、かつ、複数社で①の要件を満たせば参加可能との判断になりますでしょうか。	運営企業について、複数の企業で応募する場合は、実施方針21頁「2.4応募者の備えるべき参加資格要件(3)6)運営企業」の①の参加資格要件を1者以上が、②及び③に示す参加資格要件を全者が満たすこととします。
19	実施方針	21		2	2.4	(3)	6)	運営企業の参加要件①について、遂行する能力が客観的に認められる実績の基準をお示しく下さい。	道の駅や物販施設、飲食施設、その他商業施設における運営実績を1施設以上有していることとします。
20	実施方針	33		添付資料 1				「金利変動リスク」について、「一定期間の金利変動リスクは事業者負担」とありますが、「一定期間」の基準をお示しく下さい。また、本件はDB0方式であり、初期費用はすべて貴市負担と理解していますが、事業者による資金調達としてどういった場面を想定されていますでしょうか。	ご理解のとおり、初期費用は全て市の負担です。なお、事業者による資金調達は、募集要項及び要求水準書の条件を踏まえ、事業者の判断とします。
21	実施方針	33		添付資料 1				「不可抗力リスク」について、「事業者一定の割合もしくは一定の額を負担する」とありますが、具体的な割合または額についてお示しく下さい。	詳細は募集要項公表時に示します。
22	実施方針	35		添付資料 1				「物価変動リスク」について、「主として市負担」とありますが、どういう場合に事業者負担になる可能性があるのかお示しく下さい。	詳細は募集要項公表時に示します。
23	実施方針	35	1	物価変動リスクに関連し、『令和4年4月26日 国土交通省』より原材料費の高騰の状況を踏まえ各地方行政へも【労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について】の通達がされました。その中で、請負代金の設定の積算に用いる資材単価については【可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること】とされております。つきましては、本件の最新単価ご採用されます時期をお教え下さい。	募集要項公表時に、工事請負契約の契約金額の上限値を示します。
24	実施方針	35	4	添付資料 1				物価変動リスクについて「建設期間中のインフレ・デフレによる工事費増減については、主として市負担」とありますが、提案書提出時からとして頂けないでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
25	実施方針							提案価格の上限金額については、募集要項公表時にお示しいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針							施設整備費については、飲食物販施設部分も含めて、全額市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針 要求基準書（案）	20 34	21 16	2 5	2.4 5.3	(3) .	3) .	二次造成工事の工事監理業務では『1級土木施工管理技士』等の資格取得者とされておりますが、建設企業の二次造成工事につきましては特に資格要件とされておられません。二次造成工事業務で要求される品質確保を実施するには『1級土木施工管理技士』等の資格取得者が必要と思われまますがお考えをお教え下さい。	二次造成工事に資格要件をつける予定はありません。
28	要求水準書（案）	2	37	2	2			基本計画の地域連携機能で「近隣公共施設と相互利用を図る」とありますが、柳島しおさい公園と歩道橋で接続し相互の利便性向上を図れないでしょうか。道の駅側から広々としたしおさい公園を訪れ、湘南の雰囲気を感じてもらえると思うため、ご検討ください。	国道の上部利用や流域下水道施設との連結には、整備費等の課題が多くあり、設置は困難であると考えています。そのため、回遊を促すようなソフト対策の提案を期待します。
29	要求水準書（案）	12					表5	開発協議の内容をお教えください。	開発協議の内容は、産業振興課にて開発行為同意書を閲覧してください。
30	要求水準書（案）	14		2	2.9		表6	県施設のトイレ棟と地域振興施設とは、意匠的、構造的に一体に設計してよいでしょうか。	トイレ等を含む休憩施設と地域振興拠点の構造は分けて設計してください。なお、休憩施設は要求水準書（案）3頁の図2の県部分に、地域振興拠点は市部分に整備してください。意匠設計は事業者提案に委ねます。

No.	資料名	頁	行	項目			質問内容	回答	
31	要求水準書(案)	14		2	2.9		表6にて面積要件が示されていますが、「程度」とはどの程度の範囲まで増減を許容いただけるのでしょうか。また、諸室ごとの想定面積を規定されていますが、事業者の提案の自由度(裁量)を可能な限り増やしていただきたい。例えば、物産販売で520㎡程度、飲食・物品販売で800㎡程度、となっているが、あわせて1320㎡以内(各面積の割合は提案)とするなど。	詳細は募集要項公表時に示します。	
32	要求水準書(案)	15	4	3	1	(1)	134号線を西へ走る車の利便性が増し、渋滞緩和にもつながりますので、茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団が管理している、しおさい公園駐車場と連携できないでしょうか。	近隣施設の管理運営者との連携については、選定事業者の選定後、提案内容を踏まえ、選定事業者の責任において施設管理者同士で協議をしていただくことを想定しています。	
33	要求水準書(案)	17	20	3	3.1	(20)	津波に対する建物の対策は必要でしょうか。	本道の駅は地域防災計画等への位置づけは想定していません。市の津波ハザードマップや洪水・土砂災害ハザードマップをご参照いただき、必要と考える対策をご提案ください。	
34	要求水準書(案)	17	20	3	3.1	(20)	市の防災計画の中で、道の駅の位置づけはどのようになされているのでしょうか。避難所、備蓄倉庫等。	市の地域防災計画等への位置づけは想定していません。	
35	要求水準書(案)	17	17	3	3.1	(9)	飛砂対策を考慮した窓ガラスとはどのようなものなのでしょうか。飛散防止ということによいでしょうか。	道の駅は海に近いことから、飛砂によるガラスの損傷等に対応したものにしてください。	
36	要求水準書(案)	21		3	3.3	(2)	「備蓄倉庫」にて、「必要となる備蓄品を常時用意すること」とありますが、備蓄品についても事業者負担でしょうか。その場合、どのような備蓄品がどの程度必要になるのか、お示ください。災害時に本施設で果たすべき役割については、事業者提案ではなく、貴市主導で整理されるべきものと思料します。	備蓄品は、発災時における施設利用者の安全確保に必要な備蓄品を用意してください。	
37	要求水準書(案)	21	20	3	3.3	(2)	情報	情報発信で、必ずしも案内人は無くても可能でしょうか。また、案内人は常勤でなくとも宜しいでしょうか。また、案内人は兼務可能でしょうか。	案内人は原則設置してください。仮に設置しない場合でも案内人に変わる機能を設置し、来訪者に対応できる体制を整えてください。
38	要求水準書(案)	21		3	3.3	(2)		「物産販売スペース」2行目「…中心に販売…」とありますが、「中心」の基準・目安があれば、お示ください。	基準・目安等は設定していません。
39	要求水準書(案)	21		3	3.3	(2)		「多目的スペース」について、指定管理者が「自主事業」として企画する企画展・物産展以外の催しの企画・管理・運営に係る経費(費用を徴収する場合の金銭管理を含む)はだれが負担することになりますか。	今後、市で定める条例に基づき、使用許可を与える指定管理者と当該催しの主催者との協議により決定することを想定します。
40	要求水準書(案)	22		3	3.3	(3)		「交流広場」において指定管理者が「自主事業」として企画するイベント・物販等以外の催しに係る企画・管理・運営経費はだれが負担することになりますか。	No. 39をご参照ください。
41	要求水準書(案)	23	33	3	4	(3)		自家発電設備はどの範囲までカバーすればよいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
42	要求水準書(案)	29	7	4	4.1			市が行う「道の駅」登録申請に必要な設計図、資料等とは具体的にどのようなものなのかご教授下さい。	「道の駅」登録・案内要綱の(登録の申請)をご参照ください。 参考URL: https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/pdf/guidance.pdf
43	要求水準書(案)	32	5	4	4.6	(1)		「市が行う開発行為の協議」とは具体的にどのような協議なのかご教授下さい。	「市が行う開発行為の協議」は、一般的な「都市計画法第29条 開発行為の許可」に該当します。
44	要求水準書(案)	32	10	4	4.6	(1)		「都市計画法第37条の建築制限解除を受ける場合は、市と協議すること」とありますが、協議すれば認めていただけるものと考えて宜しいでしょうか。	二次造成工事及び公共施設工事(道路施設、下水道施設、防火水槽)を完成させる前に、建築工事に着手する合理的な理由があれば認められます。
45	要求水準書(案)	32	11	4	4.6	(1)		「当該開発行為に係る公共施設の工事及び二次造成工事が完了した時点で都市計画法の工事の完了検査を受けること」とありますが、これから設計を行う二次造成工事についても開発行為の同意の条件に含まれているのでしょうか。	含まれます。
46	要求水準書(案)	32	11	4	4.6	(1)		二次造成工事についても開発行為の同意の条件に含まれているのであれば、具体的な内容についてご教授下さい。	神奈川県及び茅ヶ崎市の公共施設管理者の同意を得られることが条件となります。詳細は、要求水準書(案)26頁~28頁の「3.5 二次造成(外構、駐車場等、交流広場等含む)に関する要求水準」をご参照ください。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
47	要求水準書（案）	34	5	5	5.1	・	・	建設業務 基本事項 「・近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分に行い、～」との記載につきまして、現時点での『近隣協定』や『工事車両規制』等御座いましたらお教え下さい。	現時点では、近隣協定や工事車両規制はありません。 なお、地域では、事業予定地の周辺地権者による「柳島向河原土地対策委員会」が設置されています。 また、近隣に小中学校があるため、通学路に配慮する必要があります。
48	要求水準書（案）	36	14	6	6.1	(1)		必要に応じて安全対策及び渋滞対策を講じるとありますが、具体的な対策方法を教えてください。また、立地特性上、特に繁忙時期においては、道の駅への待ち渋滞の車列が前面道路まで続く場合も考えられます。事業者としては、可能な限り安全対策及び渋滞対策を講じる所存ではありますが、それでもなお、交通渋滞が発生するような場合におけるリスク負担の考え方について、貴市のお考えをお聞かせください。	安全対策及び渋滞対策は、事業者提案に委ねます。リスク負担は、原則、選定事業者としますが、具体的な事象を踏まえ、市と選定事業者との協議により決定します。
49	要求水準書（案）	36	14	6	6.1	(1)		国道側入口に警備員を配置する場合は資格者が必要と考えますが、資格者は必要ですか。	交通誘導警備業務に該当する場合には、検定合格警備員の資格者が必要となります。
50	要求水準書（案）	36	15	6	6.1	(1)		暴走族等による迷惑行為や長期駐車等に対する対策を講ずるとありますが、具体的な対策方法と、市・事業者におけるリスク負担の考え方を教えてください。	迷惑行為や長期駐車等の対策は、事業者提案に委ねます。リスク負担は、原則、選定事業者としますが、具体的な事象を踏まえ、市と選定事業者との協議により決定します。
51	要求水準書（案）	37	29	6	6.1	(5)	1)	苦情等に対するガイドラインなどを作成する必要はあるのでしょうか。	要求水準書（案）37頁の表8の維持管理業務計画書（全体）として作成してください。
52	要求水準書（案）	37	7	6	6.1	(5)	1)	提出書類は決められたフォーマットがあるのでしょうか。	フォーマットは、市と選定事業者の協議の上、決定します。選定事業者は、維持管理業務計画書や運営業務計画書等の提出時に、フォーマットを含め、提案してください。
53	要求水準書（案）	39		6	6.1	(7)		「選定事業者が自らの費用負担により整備した施設や設備、什器備品等」とありますが、事業者自らが整備すべき施設・設備・什器備品等の範囲についてご教示ください。	自主事業や供用開始後に選定事業者の判断により設置した施設や設備、什器備品等が対象です。
54	要求水準書（案）	40		6	6.2			道路施設の維持管理業務について、業務期間は15年間ということで宜しいでしょうか（修繕更新業務含めて）。	道路施設の維持管理・運営業務委託については、実施方針7頁の(4)事業スケジュール（予定）に記載のとおり、令和7年4月から令和8年3月までとしております。
55	要求水準書（案）	42	33	6	6.2	(4)	1)	施設利用者や職員が安全かつ快適に利用又は業務ができるように警備を行うとありますが、交通誘導員以外に施設警備員も必要ですか。	事業者提案に委ねます。
56	要求水準書（案）	42	33	6	6.2	(4)	2)	イベント開催時の交通整理の費用負担は、イベント主催者とありますが、警備会社も主催者の選定になるのでしょうか。	No. 39をご参照ください。
57	要求水準書（案）	42	4	6	6.2	(3)	2)	不法投棄などによる有料ゴミが発生した場合は貴市の費用負担にて撤去される、との理解で宜しいでしょうか。	原則、選定事業者負担とします。
58	要求水準書（案）	42	8	6	6.2	(3)	2)	トイレ・衛生消耗品（トイレトーパー等）は常に補充された状態を保つとありますが、盗難対策ホルダーの取り付けは可能ですか。	可能です。
59	要求水準書（案）	43		6	6.2	(6)		「消耗品及び事業者が費用負担した以外の什器備品」とありますが、道路施設において事業者が費用負担すべき什器備品とは具体的にどのようなものでしょうか。	事業者が負担すべき什器備品とは、駐車場の維持管理・運営をするに当たり、維持管理・運営業務委託契約の委託費の範囲外で、事業者が必要と考え配備する什器備品のことです。
60	要求水準書（案）	43	13	6	6.2	(5)	2)②	事業者側が道路施設部分の長期修繕計画を作成したうえで、実際に修繕を行った場合、費用負担は県側との理解で宜しいでしょうか。	令和7年4月から令和8年3月までの道路施設の維持管理業務は、選定事業者において維持管理・運営業務委託契約の委託費の範囲内で実施してください。なお、令和8年度以降は、道路管理者である神奈川県が直接、維持管理及び運営を行うこと（県から直接、業務委託する場合も含む）としています。
61	要求水準書（案）	44	10	6	6.2	(7)	2)	「保守点検の結果、異状があったときは、迅速な修理・修繕等により、劣化、破損、腐食、変形等がないような状態を保つよう、正常化に向けた措置を行うこと」とありますが、修繕・更新費については県または市の負担として頂けないでしょうか。	令和7年4月から令和8年3月までの道路施設の維持管理業務は、選定事業者において維持管理・運営業務委託契約の委託費の範囲内で実施してください。なお、令和8年度以降は、道路管理者である神奈川県が直接、維持管理及び運営を行うこと（県から直接、業務委託する場合も含む）としています。

No.	資料名	頁	行	項目				質問内容	回答
62	要求水準書（案）	48	8	6	6.3	(4)	2)	機械警備を基本としとありますが、夜間帯にセンサーで感知できない迷惑行為への対処はどうすればよいでしょうか。また、事業者としては、可能な限り安全対策を講じる所存ではありますが、それでもなお、迷惑行為が発生するような場合におけるリスク負担の考え方について、貴市のお考えをお聞かせください。	迷惑行為への対処は、事業者提案に委ねます。リスク負担は、原則、選定事業者としますが、具体的な事象を踏まえ、市と選定事業者との協議により決定します。
63	要求水準書（案）	48	15	6	3	(5)		地域振興施設の修繕・更新は基本的に当初建設時になされた建物・設備に関しては市の負担と理解で宜しいでしょうか。	地域振興施設の修繕・更新費用は、選定事業者の負担となります。地域振興施設は、独立採算型のスキームとしておりますので、道の駅の売上で賄ってください。
64	要求水準書（案）	48	17	6	6.3	(5)	1)	「事業期間中の地域振興施設（市部分）の基本性能を保持するために定期的な建築物及び建築設備等の修繕・更新を実施すること」とありますが、修繕・更新費については市の負担として頂けないでしょうか。	現行通りとします。
65	要求水準書（案）	49	9	6	6.3	(6)	①	事業者が費用負担した以外の什器備品＝市が負担した什器備品の範囲を明確にお示しください。	工事請負契約の契約金額の範囲内で調達設置される、本事業の事業実施に必要なすべての什器備品となります。
66	要求水準書（案）	49		6	6.3	(5)	②	長期修繕計画で概算修繕費用を記載とありますが、修繕自体の費用負担は全て市側との理解で宜しいでしょうか。	No. 63をご参照ください。
67	要求水準書（案）	56		7	7.2	(1)	3)	情報発信機能においては、観光協会との連携が不可欠と考えますが、当該業務における観光協会のスタンス、関わり方について教えていただきたい。（特定のグループに対してのみ協力する、ということはないようにしていただくのは大前提）	選定事業者の運営内容によって、必要に応じて協力を依頼することが考えられます。
68	要求水準書（案）	57		7	7.3	(2)		「駐車場（県部分）の誘導員」及び「休憩施設」に係る経費は「神奈川県負担」と考えてよいのか。	詳細は募集要項公表時に示します。
69	要求水準書（案）	57	6	7	7.3	(2)	1)	混雑時に誘導員を配置する費用は、道路施設部分の維持管理費として計上すればよいでしょうか。また、県部分と市部分の按分で県部分のみ費用負担を得られるとの理解で考えればよいのでしょうか。	詳細は募集要領公表時に示します。
70	要求水準書（案）	57	6	7	7.3	(2)	1)	GW等の混雑時駐車場の入退場方法は警察協議会で決まった出入口を変更するようなことでなく、県道側からは左折進入、左折退出のみとするような車の流れを一方通行にする等の提案はできますか。	国道や市道への出入りについては、要求水準書（案）添付資料10警察協議結果説明図に記載の通りです。
71	要求水準書（案）	59		7	7.4	(2)	3)	交流広場（1000㎡程度）について、「時間及び天候に関わらずイベント等が開催可能な仕様とすること」とありますが、屋根付きの屋外広場の整備には、相当程度の整備費用が見込まれます。過剰スペックではないでしょうか。また、仮に屋根を架ける場合、どの程度かける必要がありますか。可動テント等でもよいでしょうか。	事業者提案に委ねますが、晴天時の外で飲み食いするための日陰の創出、雨天時でもイベントが可能とできるなどの提案を期待しています。
72	要求水準書（案）	59	26	7	4	(2)	3)	バスの乗降スペースに関して、定期循環バス等の予定がありますでしょうか。	バスの乗降スペースは観光バス等の乗降を想定しており、定期循環バスの予定はありません。
73	要求水準書（案）	61	8	7	5	(2)	1)	採用された自主事業は必ず実施となっているが、天候や感染症等の場合など、やむを得ない事情がある場合は中止または貴市と協議させていただけるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。